

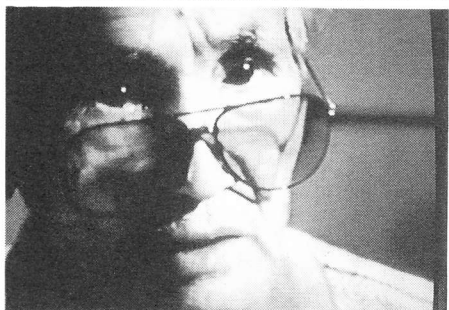
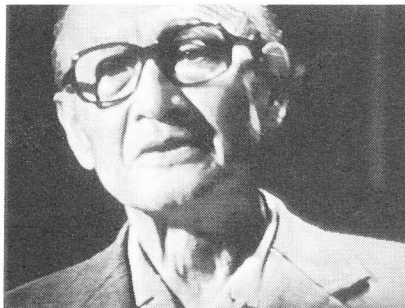
# 横浜事件 再審裁判を 支援する会

## No.9

1989.3.10

〔事務局〕

〒101  
東京都  
千代田区猿樂町  
1-4-8  
松村ビル402  
☎03-291-8066



▶ビデオ『証言・横浜事件』から——証言する四請求人。

## '88年末、東京高裁「棄却」 即時、最高裁へ特別抗告

昨八八年一月二日一六日、東京高裁は「棄却」決定を下してきました。会報第七号でお知らせしたように、昨年九月には弁護士団が担当判事と面会、「手ごたえ」を感じ取り、また一月二〇には多数の文化人の方々からの「要請」（会報八号既報）を届け、念の思いと同時に、シンからの怒りを覚えた決定でした。

しかし、今回の高裁決定を、昨年三月末の横浜地裁の決定とくらべてみると、結論の「棄却」には変わりありませんが、その中身には明らかに「前進」が認められます。地裁決定の棄却の理由は、次の二つでした。

①一九五七年に最高裁で確定した特高警察官の拷問に対する有罪判決は、共同告発した三三人中相川博氏に対してのもので、他の三二人についても拷問があったとは認められない。

②裁判の記録を、敗戦時に焼却してしまったため、いまさら調べようがない。

この二つの理由のうち、今回の高裁決定は、①については、相川氏以外の他の人々に対しても拷問が行なわれた疑いは否定できないと拷問の存在を認めたのです。

担当判事に面会した弁護団の印象では、提出した四請求人のビデオは見てくれたようだということでした。やはりビデオの証言のリアリティーが、裁判所の形式論理を打ち砕いたのでしよう。

しかし高裁は、残る一点——一件記録がないという理由で「棄却」を決定しました。その「一件記録」は、裁判所が自らの手で焼いてしまったと、横浜地裁自身がその決定の理由の中で述べているのに、です。

請求人と弁護士団は検討ののち、二月二四日、最高裁へ特別抗告を行ないました。

予想された通り再審の門は固く、前途は困難です。でも、まだまだ諦めるわけにはいきません。「拘禁二法」の危険はすぐ目の前にあり、国家秘密法も、満をじてその出番を待っているのですから。

# 再審請求の到達点について——私見

弁護士事務局長 大川隆司

昨年三月二八日付の横浜地裁の決

定と、一月一六日付の東京高裁の決定は、ともに、「再審の門を開かない」と結論づけた点では同じですが、理由中の判断を読み比べてみると、

私たちのたたかいが、いくつかの点で裁判所の考え方を前向きに変化させたことを確認することができます。

前進面の第一点は、原判決が存在しないケースの場合（つまり小野康人氏、和田喜太郎氏以外のすべて）、そのことをどう評価するか、ということにかかわります。

地裁決定は、判決書が存在しなければ、そもそもどのような犯罪事実が認定されたかということがわからないとしていますが、これに対して高裁決定は、予審終結決定などがある場合（小林英三郎氏以外はほぼ全員該当）には「原判決の内容のある程度の推測が可能で……手掛かりが全くないというわけではない」、「判決が予審終結決定以外の事実を認定

していたものとは考えられない」と判示して、「犯罪事実」に関する一律の不可知論を排斥しています。

前進面の第二点は、特高警察官が請求人に対して拷問をした事実を認めるかどうかということです。

地裁決定は、三名の特高警察官に関する有罪判決が故益田直彦氏に対する拷問だけを認定していることを指摘して、右判決は益田氏以外の人に拷問をした証拠にならない、という詭弁を用いています。高裁決定は、戦後ただちに取組まれた告訴告発闘争の過程で作成された請求人らの「口述書」等を総合すると、特高警察官が「益田直彦に対してだけでなく、請求人に対しても拷問が行なわれたのではないかと疑いを否定し去ることはできない」と判示しています。

このことは、「口述書」三二通の証拠能力を認めたという点でも重要で、また「疑いを否定できない」

という遠慮深い表現でこそあれ、横浜事件の全被疑者に対して普遍的に拷問が行なわれたということが事実上認定されたという点で更に重要です。

このように、①判決書がない、という事自体は再審開始の障害にならないこと、②特高の拷問は普遍的だったこと、がクリアされれば、問題の半分は解決したと言ってもよい、と私は思います。

残りの半分（つまり、そこでつまりいたために東京高裁が私たちの要求を容れなかった点）は、つぎの二つに要約できます。

一つは、特高の拷問によって虚偽の自白がなされたかどうか、ということ。もう一つはその自白の内容が、原判決の認定している「犯罪事実」に対応するものであるのかどうか、ということです。

高裁決定の立論の仕方は、訴訟記録が存在しない以上、請求人の供述

内容がどのようなものだったのかわからない——供述内容がわからなければ、そのうちの部分が特高の拷問によって歪曲されたのかもわからない——従って特高の拷問と原判決の事実誤認との間に因果関係があると言い切れない——故に、特高が拷問をした、という判決のちに下つても、そのことが再審開始理由になるとは言い切れない、というものです。

私たちは、細川嘉六氏関係の一件記録に含まれている自白手記が、ハインで押したような画一的内容になっていることに照らしても、当時作られた自白調書の内容は推定できるし、特高の拷問が、その自白（とくに主観的自白を認める旨の自白）を獲得するためにこそされたものであることは明らかであり、更に詳細を把握する必要があれば請求人を直接に取調べるべきであると主張しましたが、その主張は受入れられませんでした。そのことの不当性は、ひきつづき最高裁に対する特別抗告の中で追及されるべきものでありますが、同時に私は、再審請求は新しい資料が追加されることにより何度でも地裁の段階からやりなおすことができるという（今、さしあたり横浜事件

# 最高裁への特別抗告理由

(抜萃)

弁護団長 森川金寿

はじめに——最高裁への

要望と期待

本件「横浜事件」は、昭和十七年から敗戦の年にかけての、大規模な思想言論出版に対する弾圧事件として、また苛酷な拷問事件として著名であります。それと共に判決その他一切の刑事訴訟記録が敗戦後米軍進駐前、自己保身に目がくらんだ特高警察、裁判檢察機関の統一的組織的な計画の下に焼却いんめつ処分にふせられたことによっても悪名が高い事件であります。この点第一審決定も「敗戦直後の米国の進駐が追った混乱時に；焼却処分されたことが窺われる」としております。原決定も拷問の点についても、小野、相川の「兩人に対しても拷問が行われたのではないかとの疑いを否定し去ることとはできない」としつつも、訴訟記録が存在しないため小野らの

供述その他の旧証拠の内容を知ることができないなどの理由により再審理由の判断ができないとしております。さらに被告人本人の取調べに關しても「一件記録も存在しない本件にあつては、その正確性、信用性を肯認し得ていたとも思われぬ」として、請求人の各主張を退けております。

これらのことは結局「訴訟記録が存在しないからい、かんともしがたい」ということに帰し、それだけのことなら敢えて高等裁判所の判断を煩わすこともないことであります。もつとも本件のような前例を見ないような内容を含む複雑な事件に就いては、下級審裁判所よりも、むしろ人権擁護の最後の砦である最高裁判所による大所高所からの判断にまつべきものであるかも知れません。

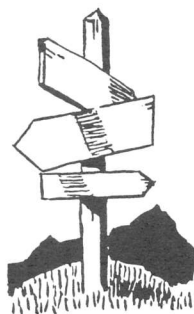
## 抗告理由第一点

原決定は訴訟記録の存在しないことを理由として、実質的に、再審開始要件を具備するか否かについての一切の判断を拒んでいるのでありますが、そもそも訴訟記録の存在しないこと自体、国家機関の一部であつた裁判所も加工して、「横浜事件」關係一切の記録を闇に葬り去つたのでありますから、同じ国家機関の一部である現裁判所としては、記録の不存在をもつて判断拒否の理由とすることは許されぬはずであります。

昭和二〇・三・一九日付け司法省刑事局長通牒では「(判決原本が)滅失したるときは裁判所に於いて再び判決の原本を作成し得るものと解すべく、若し判事死亡したる等の理由に因り判決原本作成すること能わざるときは、裁判所当該事件につき再び審理判決を為すべきものとす」としている。これは本件のような人権回復の請求の場合十分に考慮せらるべきものと思われまふ。最高裁大法廷昭和二六・七・一八決定も「天災事変等により裁判書の原本滅失した場合」の処置につき、犯行、刑の種類及び範囲を具体的に明確ならしめるに足りるその他の証拠資料を添付

について何が追加的新資料になりうるか、成案があるわけではありませんが)を考えると、高裁決定が問題の半分を解決したことの意味は評価すべきだと思ひます。

再審請求を道のない荒野の旅にたとえるならば、第一回のアタックは途中で引返す結果に終つたとしても、その踏みあとは二回目のアタックの足場を固めるものとなるのですから。



して裁判執行の指揮をすることができると判示しています。特に同決定に於ける沢田、藤田両裁判官の意見は、この様な場合裁判官が檢察官の申請により「慎重審理を遂げた上裁判の内容及びその確定について之を確認しうるときは認証ある書類を檢察官に交付して刑の執行を許すべし」ことを主張しております。

これらの事案は本件のような国家機関に因つて人為的に記録を滅失した場合には当然国家機関がその償い

をなすべきものと信ぜられ、この場合裁判所が本人等の証言を慎重判断して人権の回復に努むべきものであり、憲法三二条「何人も、裁判所に於いて裁判を受ける権利を奪われぬ」と同三一条(適法の手続きの保障)同一三条(個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重)の趣旨にそう所以であると信じます。しかるに原決定はこれらの憲法条項(旧憲法二四条も裁判を受ける権利を保障している)に留意することなく請求人・抗告人の主張を退けたことは、これらの憲法条項に違反したかまたはその解釈を誤ったものとして、破棄取消しを免れない。

### 同第二点

原決定は各請求人らに就いて「拷問が行われたのではないかとの疑いを否定し去ることはできない」と述べております。しかしこの場合も「本件に於いては訴訟記録が存在せず、請求人の供述その他の旧証拠の内容を知ることができないため」として結局「原判決の有罪認定に合理的な疑いを抱かせるに足りる蓋然性があるか否かを判断するに由ない」として請求人らの主張を退けています。然しながら「拷問が行われた疑い」

があるならば、刑事訴訟法三一九条(任意にされたものでない疑いのある自白)の規定の趣旨により、それだけで「原判決の有罪認定に合理的な疑いを抱かせる蓋然性」がある場合に(もとより記録以外の証拠をも勘案して)。原判決はこの点に於いて、憲法三六条(拷問及び残虐な刑罰の禁止)三八条(不利益供述の禁止、自白の証拠能力)などの規定の解釈を誤ったものと言わなければなりません。

### 同第三点

最高裁の昭和二六年の決定は、実質的には本件のような人為的に国家机关の手により組織的計画的に記録一切をいん滅せしめた場合の再審請求に、その趣旨は先例となり得るものと思います。本件の場合前掲沢田藤田両裁判官の意見の様に、この先例に鑑みて原審に於いても裁判所が記録の不存在を理由とすることなく、請求人・弁護人側の苦心して原有罪判決を再構成した方法等により、再審を開始すべきであったものと思われま

す。広島高等裁判所の決定の事案の場合には訴訟記録の大部分が広島市への原爆投下による戦災のため焼失した

ケースにも拘らず、「確定判決の証拠構造を推論」し「記録のない本件において香川鑑定書控に基いて香川鑑定書の検討をすすめることが許される」と解するのが相当」として審理を進めている。そして証人六名及び請求人を二回にわたり尋問したりしている。このことは記録の無いことを理由に「一件記録も存在しない本件にあっては、その正確性信用性を肯認し得ていたものとも思われな

い」として請求本人や申請証人をしてしらべなかつた本件と大きな差異があると言わざるを得ません。また同じく広島高等裁判所昭和五一・九一八決定は「原判決書三通のほか、他に記録のないような場合」について「しかし原確定記録によらなければ常に原判決の認定に関連する諸事実その他原訴訟及び捜査手続き等の関係事実につき、他の資料による立証を全く許さないということになると、もし遇々右記録の全部もしくは一部が焼失、盗難、紛失等の理由で無くなったような場合、これら全く請求人に関係のない偶然的事情によって記録のある場合に比し請求人に不当に不利益な結果を招来する事態の発生も考えられ、特に記録のない場合に限り、かつ再審請求理由

の判断に必要な限度では右立証を認めるべきものと解される」として証拠調のうえ再審開始の決定をしております。

### 同第四点

刑訴法三一九条一項の規定は「拷問による自白、不当に長く抑留・拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑いのある自白はこれを証拠とすることができない」としており、原決定の言うような「拷問が行われたのではないかとの疑いを否定し去ることが出来ない」とするならば、請求人らすべては特高警察官らの拷問によって自白を強制されたことは本人供述書などによって極めて明らかであり、かつ請求人らが不当に長くしかも不衛生な留置場に拘禁せられていたことは記録自体で明らかなることであるから、訴訟記録がなくても「原判決の有罪認定に合理的な疑いを抱かせるに足りる蓋然性」があることはきわめて明らかなる事でありま

## 原告団から ①

## 横浜事件と天皇制

再審請求人 平 館 利 雄

私は旧制大学(現一橋大学)一年生の時に逮捕され、麴町警察署に拘留された。それは予防拘禁ではない。

当時(昭和三年一月)は最近死去した天皇が前天皇の後を受けて即位し、その即位を祝福するための国をあげて御大典なるお祭りが行われ、これを妨害する要注意人物を予め拘禁するいわゆる予防拘禁によるものではなかった。私が友人に出した手紙の中で、この御大典や天皇・天皇制を批判したため不敬罪の容疑者として逮捕拘禁されたのである。留置場は満員に近い。多くは学生で、とくに東大の新人会の人々が多かった。正座、私語禁止などの規則はほとんど無視され、留置された学生は寝ているもの、あぐらをかいて座っているもの、様々な姿勢で、論ずるは絶対主義天皇制であり、階級闘争であり、革命であり、なかには小声でインターナショナルを歌う学生もいた。それが房から房へと伝わる。房と房との論戦が行われる。若者にとって

まことに愉快な雰囲気であった。

昭和十八年、私が横浜事件の一人として逮捕、拘禁された時には、三つの警察署をたらい回しされ、電気ショックや化学薬品などを使う近代的拷問ではなく、竹刀と縄と水という封建的拷問であり、死者五名を出している。留置場は夏は蚤、冬は虱の大群、綿がはみ出したぼろぼろつまり蚤と虱の住家、所せましとばかりほうり込まれる被疑者、最低の粗食、厳重な規則、さながら地獄である。これでは当然冤罪事件の温床となる。留置そのものが一種の拷問である。

雑誌『世界』のある号に某憲法学者が書いているのであるが、この学者が日本の新旧憲法について西ドイツのある大学で講演した後で傍聴していた一学生が質問に立ち、「先生の講演では日本の新旧憲法の相違がわからない。おなじではないのか?」というので、びっくりしたといっている。最近天皇が死去し、その葬儀

が行われつつあり、並行して新天皇が即位し、即位の祝賀が準備されている。葬儀は全く古式にのっとったものであり、といって外国人も参加するのであるから、何か二つある儀式的のちがいを示すものが必要である。そこで考えたのは、皇室の行事の「葬場殿の儀」と国の「大喪の礼」を区別するため鳥居を立て、前者が終わった後、これを撤去して後者を行うという宮内庁のあさはかな知恵である。神事と国事を鳥居一本で区別する、しかも後者は同じ場所で行われる。これこそ鳥居は葬儀の象徴ではないか。換言すれば、象徴としての天皇であり、新旧憲法の講義を受けて、西ドイツの学生がわかるはずはない。しかも鳥居は大小の穴が明けられており、新憲法は空洞化されつつある。

横浜事件はこの天皇・天皇制を最も厳重に守るための世にもっとも残虐な治安維持法によって、フレーム・アップされた悲惨な事件であった。そして横浜事件は冤罪事件であり、現在の警察署の留置場は依然として冤罪事件の温床としての役割を果たしつつある。さらに拘禁二法案、仮監獄法案などが今やおそしとばかり議会の門扉をたたいている。この

時、戦中最大の言論弾圧事件かつ冤罪事件である横浜事件が司直の手に取り上げられ、最高裁判所まで追求されていることは重大な意義をもっていると思う。再審申請人の一人として、この重要困難な事件にたずさわる森川弁護士以下の弁護士諸君、後援者の皆様に深く感謝する次第である。



## 原告団から ②

## ぼくの場合

再審請求人 畑中繁雄

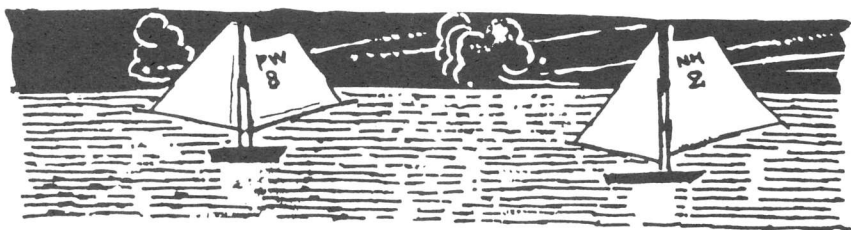
たまたま手許に残ったぼくの「予審決定書」謄本によると、合法出版を利用して共産主義の非合法活動を常住支援してきたというのが、ぼくらに科せられた治罪法違反の罪状のすべてということになり、具体例として『中央公論』掲載記事から戸坂潤「ひと子を八公式主義者と呼ぶ」、高倉輝「漢字は日本に丈残るか」の二件を例示し、社内啓蒙活動の一端としてはたとえ「出版審議会」などの新設を社長に進言し、唯物史観にもとづく信夫清三郎『日本外交史』、鈴木安蔵『日本憲法史概説』や共産主義者細川嘉六、尾崎秀実等監修執筆になる『支那問題事典』の三点を刊行せしめるなど、広く共産主義意識の昂揚に努めた、などと決めつける、すべてこの伝のおそまつ予審とさらにはやつつけ公判をつうじて有罪判決を言渡されたぼくたちは、先ごろおそまきながら再審要請の筆に及んだしだいであるが、ぼくらの切実な要請は認められず、横浜地裁さらに

は東京高裁でもともなく「棄却」処分されてしまった。かつての「訴訟記録」いっさいが欠如し再検の手がかり皆無が棄却理由であった。ところが、その大事な「記録」のすべては、なんと公判直前の四五年八月二六日横浜地裁みずからの手で焼却処分されていた事実が、今日すでに実証済みである。

いずれにせよ敗戦前後、司法官憲らがまったく自らのつごうで焼却処分してしまった「原判決の原本及び訴訟記録」が今日存在しないことは初めからわかりきった事実とすれば、振出しにもどって、今日なお実在する基礎的な物的証拠品のすべてにわたって、あらためて詳細再点検のうえ再審査するしかない。(冒頭に引用したかつての予審調書中にある戸坂・高倉両氏のエッセイにせよ三点の単行書にせよ、あの時予審判事は自ら緋読はおろか原本を手にとってもみなかったらう。それどころか、その決定書は、拷問のあげくでつち

あげられた警察調書の引写しというほかない)。ところが、今日最も基本的な物的証拠である、ぼくらが直接または関与してつくった雑誌や図書類は現在なお国会図書館はもとより現存の版元には全巻そろって実在しているのだから、再審理は現存するそれら物的証拠品の全部にわたって詳細周到な再点検からやり直されることをつよく期待するのである。もちろん周密審理にはなお相当な労力を長期にわたる年月が要求されもしよう。それを願うぼくら再審要請人にしてからが、その過半数はすでに八十歳を越えてしまった。裁判の最終結着をみるまで、さて何人が生きのこれるかはべつとして、この詳細審議自体がこの国の「言論史」にもつ意味については十分評価されるべきものがあるだろう。

〔付〕 横浜地裁による証拠物件Ⅱ「原判決の原本及び訴訟記録」類の焼却のいきさつについては、今次要請人の一人である小野貞さんの「抗告草案Ⅱ横浜事件を風化させないで」にくわしい。



原告団から

③

## 一二題 詩に託して

出延

再審請求人

川田 定子

晩夏

昭和十九年

逢わさじとなむ  
あふもかなわす

保土谷の野辺

護送車はゆく

同じ道 通へど

あふことはあらず

車の窓辺によれば

ともしびみゆる 人家は恋し

われは見つむ

編笠の中に

帰らむかな

ひとり獄舎へ

高い塀は青空をく切りぬ  
塀の頂きにあきつは眠る  
蟬しぐれすぎて衰えし夏の後姿  
に  
とほもろこしの葉づれは鳴れど  
訪ふ人もなき獄庭に  
虫の声  
草むらにしみわたるなり

川田 定子

昭和十九年横浜拘置所にて

原告団から

④

## 何故？ 再審請求か

再審請求人 小野 貞

「証言・横浜事件」の映画の試写を見て、川田定子さんが「何の嫌疑だったのですか？」という弁護士さんの問いに「共産党再建準備会をやったとか……」

それをきいて、私は思わずアッ！と声を立てそうになった。私の夫小野康人が検挙されたのも、共産党再建準備会に参加したという嫌疑によるものであったから。――

「そういう活動をされたのですか？」「いいえ。思いもありません」

川田さんは激しく否定された。

私が、はじめて川田御夫妻の名をきいたのは、夫が検挙されてから一年半位経ってからであった。笹下町の浅野屋さん（差入屋）で相川さんから「川田さんって方知ってる？」とさかれ、「いいえ。何なの、その方？」と反問したのを憶えている。

相川さんの説明によれば、川田夫妻はアメリカから交換船で帰国され、上陸の際に水上署の検閲に引っかかり、その知人関係者を次々調べてい

る中に偶々泊旅行の参加者が居て、例の写真が押収された為、われわれに累が及んだ、というのであった（事実とは多少違うが、当時きいた話である）。

「何で横浜に連れて来られたのか、やっとなかったけれど、でも、どうして、泊旅行の写真に写っていただけで？……」と疑問は解ける筈もなかった。

泊旅行の写真を手元に、共産党再建準備会などという突拍子もない発想を、と今日まで私は言ってきたし、正直言って川田御夫妻とは何の関わりもないのに、何処でどう繋がったのだろう、と思ってきた。事実、その通りなのだが、横浜特高につくられた虚構によれば、川田夫妻は共産党再建の為に帰国しその運動の一つに同再建準備会（泊会議）が組込まれた、というのである。計画した構想に正にピタリ、お詠え向きの会合写真が手中に転がり込んだのであった。

(次頁へつづく)

中村智子氏著『横浜事件の人びと』二六八頁「政治評論家岩淵辰雄氏がいわれた、東條の近衛征伐の一環として、その下部組織として横浜事件がつくられた」という事情が、くつきり浮び上がる。

『証言・横浜事件』の川田さんの口は重い。拷問について遠慮がちな質問にも黙ってしまう。

見終って「質問者の突っ込みが足りない。沈黙を見守るだけでなく、とてもそんなことは口に出来ない、とだけでも言わせればよかった。証言として弱い」という批評もあったけれど私は質問者が同性であつただけに屈辱の極みであつた拷問にまでは触れられなかった、と思う。川田さんは、はじめはビデオ取りさえ拒んでいられた。あれだけの証言でもどんなに勇気のいることだったかと尊敬する。私が『横浜事件を風化させないで』という小冊子を送つたのに、礼状を頂いた。それには「筆の立つ人は書いて恨みを晴らして下さい。読者にアピールして下さい」と書いてあつた。四十余年を経てもそう叫ばずには居られない人の声に、筆は立たなくても、私は書かずに居れない。

今度の高裁の棄却決定も、終始一

貫、原因はともあれ、一件記録が存せず、調べることが出来ないから、原決定に誤りがあるとは認められない、である。

原決定(横浜地裁決定)は横浜裁判所に於て「敗戦後の米国軍進駐直前に本件記録を焼却した為、原判決(昭和二〇年の有罪判決)の正確性、信用性を確かめることが出来ない」という理由の棄却であつた。

高裁決定の原因はともあれ、というのは、右の裁判所が記録を焼却した事実を指す。

私は弁護士さんに質問した。「記録がないのは裁判所が燃したのでそれからその責任をとって貰い、現在残っている資料、たとえば国会図書館に保管されている当時の『中央公論』『改造』を読んで貰い、皆さんの編集方針が治安維持法違反かどうか審理を願う、ということは出来ないのですか?」

然し、法律による処理方法は一般人の常識的な理論とは全くかけ離れている。「無いものはない。調べるこゝとが出来ない、という事実は動かない」というような答であつた。重ねて私はきいた。

「今度の高裁決定では、消極的な表現ながら益田さん以外の横浜事件

の関係者に拷問があつたことを認めましたから、拷問は証明されたと思えますが、他に決めてになる新証拠とはどういうことでしょうか?」

「それは警察側の拷問したという証言などです。たとえば、拷問によって虚偽の自白を得たという証言でもあれば証拠になります」

「それはとても無理だ」というざわめきが居合わせた人達の中に起つた。中村智子さんの前掲書から私の小冊子にも引用したけれど、昭和二四年拷問したかどにより実刑判決を受けた警官が、その法廷で「いまうかがつたことはすべて事実無根であります。正に噴飯ものであります」とぬけぬけと発言している。

証言台に、敢て立つてくれるような人間性のある人が、横浜特高の中にいるだろうか?

私はすぐ小著『横浜事件・妻と妹の手記』に書いた村沢巡查部長を思出した。「私にはこの仕事は向いていないのです。小野さんが出所されたら就職の相談に伺いますよ」と言つた村沢さんは戦死されてしまった。

考えあぐんでいるうちに、私はもう一人の顔を思出した。やはり右記の小著に登場した若い警官、私が夫の検挙直後泣いてばかり居たのを、

特高課前の廊下で、「しっかりしなければ駄目だ」と叱ってくれた、そして次には、特高課にアルバムを帰して貰いに行った時、その人は私を見るなり、来意もきかず、すぐ机の上の鍵を取って立上り、押収書籍やアルバムを保管してある部屋に案内された。その記憶から、御名前も知らぬその人は私共に同情しておられた、と私は信じる。

後年、告訴した拷問警官の名簿の中に村沢さんの名もあるのを見て、何かお気の毒に思つたが、その人も職業柄、拷問役に狩り出されていたか、その場を見聞されていたに違いない。多分私より一〇才以上若い人だったから御健在のことと思えます。どうか勇気を出して証言して頂き度い。

拷問によって捏造された横浜事件は拷問を証明されることによつて、無の原点に立ち戻る。高裁決定で拷問を認めたのだから、当然虚偽の自白に基づく有罪判決は破棄されるべきである。拷問無くして、正常な人間が自分に不利な有りもしないことを自白する筈はないから、という因果関係の成立は一般人には納得が行くのに、法律上は更に「拷問に堪え切れず偽りの自白をしたことを認め



る検察側の証言が証拠として要るのだ」という。

公務員の保守義務は長い年月が経過している為抵触せず、良心に従って証言することには何の拘束もないと弁護士さんにきました。私が逢った特高課の人は一〇人足らずであるがその中間性を感じられる人は二人いる。他にも、良心に目覚める人が居られるに違いない。どうか勇氣を出して証言を申し出て頂き度いと切望いたします。

横浜事件は事件なき事件といわれている。畑中茂雄氏は「犯罪者が被害者を裁いた」といわれ、小林英三郎氏は「言論なき言論弾圧事件」といわれる。思想上の事件とはいえ、事件を証明する事実、摘発される行為行動を実証するものは何もない。時の権力者が自らの体面権威維持のために敗色濃い無謀な戦争を遮断強行しようとして、それに迎合しないと見られる人達を捕え拷問によって、共産主義の目的遂行の為に行動したとの虚偽の告白をとって治安維持法違反にひっかけて拘禁したのである。

それゆえにこそ敗戦後、取調べの一件記録を裁判所に命じて湮滅させ、その後大慌てで執行猶予つきの有罪

判決言渡し一回限りの裁判で、拘禁生活から解放されることのみ焦れていた被疑者達を、米軍の干渉以前に拘留所から追払ったのであった。無謀な戦争犯罪による犠牲者達を！

裁判所の湮滅にもかかわらず、辛うじて弁護士事務所に残った一組の子審終結決定と判決とを対比すれば、まやかしの裁判は曝露される。小野の子審終結決定の大部分八百余字を費して記述されている泊会議は判決にはなく、判決の有罪理由に挙げられる証拠「一、被告人ノ当公廷ニ於ケル供述」は事実がないのであるから(後述)偽の記載である。有罪認定の第一証拠は事実誤認であることを申立てる。

尚、高裁決定により拷問を認められた上は、予審及び判決の「共産主義の目的遂行の為に成した」との供述は偽りと認められるべきで、犯罪事実というのは、職務上細川論文の校正をしたことと、細川夫人に世間交際並みのお見舞金を出したとの二件だけである。これが懲役二年の有罪にあたるだろうか？ 異議を申立てる所以である。

高裁決定 一、抗告理由第一について

原判決は小野に関する治安維持法違反の犯罪事実を認定した証拠として、第一に、被告人の当公廷に於ける供述、をあげている。然し、小野の子審終結決定は昭和二〇年七月二〇日であり、同七月一七日保釈後一度も裁判所からの呼出しはなく、九月一五日判決言渡しの際には既にそれは記載済みであった。一回限りの判決言渡しのみ裁判には供述は無かった。同泊グループの平館氏、木村氏も同時同所に於いて共に判決を受けたのであるから極めて頂き度い。証拠一は虚偽の記載であり、それを証拠とする犯罪認定は誤りである。

また、「細川嘉六の訴訟写し中、相川、平館、木村の各手記(甲第二〇号証の四)が存在するからといって、小野の供述内容も、これ等と同様とは推論できない」(要約)と退けるが、これも「会議ハナカツタ」という否定に続く陳述であるから、小野の名が挙げられていなくても同行者である者の供述を除外するのは肯けない。

二、抗告理由第二について  
「益田直彦に対してだけでなく、小野にも拷問が行なわれたのではなにかとの疑いを否定し去ることはできない」と拷問を認めたにもかかわらず、「原判決が予審終結決定にある

泊会議に関する事実を認定しなかつたからといって原判決の認定事実を裏付ける小野の供述内容が虚偽であると断定することはできない」。これは常識的に言えば論理の逆立ちである。

判決に泊会議が無いのは、泊会議の存在を認めなかったから、と受取る考え方が妥当である。判決で認められていない泊会議が予審終結決定に記載されているのは、拷問が認められた以上、虚偽の自白の記載との推論の方が真つ当であると考えられる。

### 三、抗告理由第三について (最重要)

「横浜事件の被告人ら本人を直接取調べることなく原決定を棄却したのは不当である」との申立てを高裁も棄却するについて。

「昭和二二年四月横浜特高らを特別公務員暴行等の被疑者として告訴するに際して提出した口述書を調べたが、告訴以降長年月が経過しているし、本人を直接取調べたところで右口述書以上の明確な供述が得られるとも思われず、得られたとしても一件記録が存在しない上は、確かめられない」(要約)で片づけてしまっている。

右に示す通り口述書は専ら警官の

原告団から ⑤

最高裁への特別抗告に当って訴える  
「人権宣言」を今度こそわれらに!

再審請求人 木村 亨

新年正月に行なわれた天皇の交替劇を見ていると、敗戦に至るあの狂気のような十五年侵略戦争を演出した狡猾きわまる国家権力の正体をまざまざと見せつけられる思いだ。

大日本帝国が仕かけた十五年戦争の末期に『中央公論』や『改造』をつぶし、さらに朝日新聞社や岩波書店へまでも弾圧の魔の手を伸ばした「横浜事件」の権力犯罪を私たちが共同告発している再審請求は、昨春三月に横浜地裁が、又昨年末には東京高裁が却下してきた。理由は検討すべき裁判資料が焼却されて欠如しており、拷問を行なったことは否定し難いが立証する証拠もないというのである。もちろん私たちは直ちに最高裁へ特別抗告して、私たちの再審裁判へのたたかいは今年いよいよ正念場の春を迎えた次第である。

この再審請求には、重大な二つの告発理由がある。一つは、権力が仕組んだあの事件で五名の友人が特高

警察の拷問で虐殺されたのみならず、残る私たちも彼らの拷問で不法に人権を揉みつぶされ、今なお自分の人権を回復していない私たちが、彼らの権力犯罪を告発したものである。もう一つの理由は、「聖戦」の遂行を妨げるとして強行された権力による言論の弾圧を告発したのである。この二つの告発理由を約言すれば、天皇の名によって行なわれた拷問と言論弾圧を権力犯罪と人道に反する犯罪として告発したものである。

当時、日本国民は十五年にわたる侵略戦争に臣民として一銭五厘で狩り出され、既に朝鮮と台湾は領地化したあと、中国・東南アジアを侵略していた。たとえば中国だけについても南京虐殺のほか各地で二千万人に上る中国人を殺害したのであった。一九四五年八月十五日の無条件降伏直後、侵略戦争の最高責任者である天皇は、いち早く天皇ただひとりだけの「人間宣言」を行なって自ら

伏せ、侵略戦争の最高責任者である天皇は、いち早く天皇ただひとりだけの「人間宣言」を行なって自ら

(前頁より)

拷問を摘発告訴の際の口述書であつて、有罪判決に抗する再審請求の口述書ではない。再審請求の理由の一部分に過ぎない。偽りの記載のある判決、一回限りの不備な裁判に抗して正当な再審裁判を求めたのであるから、一部分の理由のみによって棄却するのは、取調べの怠慢、事実誤認若くは解釈違いというべきである。一件記録は失われても、裁判所に現存する裁判(公判)記録を見れば、横浜事件の三十余名の判決日付が、

敗戦直後の昭和二〇年八月末から一〇月初までの僅か一ヶ月余、四〇日足らずの期間に集中している異常さが歴然と判明する。

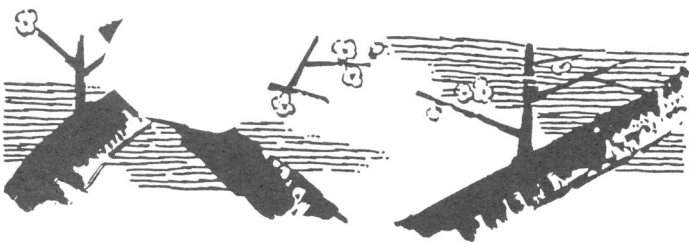
一件記録を湮滅した後の裁判が、いかにまやかしてあるか、海野弁護士の聞き書きとして(八月二十八日は一件書類の焼却された日である)青山憲三(故鍼灸)著『横浜事件』一七九頁に、八月二十八日裁判所を訪れた海野弁護士と八並裁判長の会話が記されている。

「海野さん、さっそく明日裁判にさせて下さい」

「しかし、まだ予審も最終していないじゃないですか」

「もう、それはどうでもいいじゃないですか。海野さんにもおわかり

でしょう。ぜひそうして下さい。」  
そして翌日、裁判があり、夕刻、青山、小林、大森、若槻の改造社の四名は釈放された。泊グループの六名(西尾死亡)の裁判は九月一日であった。その日帰宅した小野は憤懣をぶちまけた。幾度も書いたが、ここに又くり返す。  
「何だ! あのだらまな茶番劇は! 執行猶予が何だ! 馬鹿にするな!」





の戦争責任をごまかそうとした。さらに又、今回の天皇交替では、天皇を再び戦前・戦時と同じ「元首」に返り咲きさせようと企んでいる。私たちの最高裁への特別抗告（再審請求）は、歴然たる証拠に裏づけられたたたかいであり、敗戦時のドサクサにまぎれて行なった私たちへの有罪判決を無罪にくつがえし、さらには権力側の謝罪をたたかいてもらうとするものである。そうすることによって初めて私たちは自らの「人権宣言」を現実には私たちのものとしてたたかいてることが出来ると確信する。

今度こそ、私たちの「人権宣言」を突破口にしてわれわれ日本国民が人民主権者として自分たちの真の「人間宣言」を高らかに謳い上げたいと希うものである。

全国の皆さんの力強いご協力を心から期待している。



ありし日の青山さん

生前、再審請求について、とくに熱心で、中心的な立場で積極的に活動したことは、前にも述べたことがあるが、横浜地裁への再審請求が受理されたあとで、九月になって体調の異常を訴えて入院することになり、本人も周囲も予期しない形で病状が進んで、二月に、再審の成行きに心を残しながら永眠したのであった。

体調の異常を感じたはじめは、手

の拇指の付け根あたりの痛みであったようである。初めはそれ程気にもせず、軽い気持で診察を受けたのが、入院中だんだん昂進して、癌であることがわかった。事件から五十年近い年月が経っているのに、証明することもむづかしいことかも知れないが、我々としては、このもともとの病因は横浜事件のときの拷問の後遺症でないかという疑いを拭い去ることができない。拷問の一つの方法として、鉛筆などを手の指の間に挟み、外側から強く圧迫するやり方がある。手軽(?)なのでよく用いられた方法で、何でもないようだが、本人に与えられる苦痛はきわめて大きいものであった。

青山君が亡くなって間もなく、その意に反して横浜地裁は再審請求を棄却し、つづいて行なった東京高裁への即時抗告も、十二月になって棄却された。青山君の遺志を知る者に

## 原告団から ⑥ 鎮魂未だ成らず

——青山鉞治君一周忌を迎える——

再審請求人 小林 英三郎

とっては、まことに残念至極のことである。

しかし、その間に情勢も急速に進展している面もある。リクルート事件を震源に日本の政界は大揺れだし、我々の運動をめぐっても、関心が高まり、支援の輪も広がっている。多くの文化人の方々が署名して、東京高裁へ要請するということもあった。これらを受けて、現在は最高裁へ特別抗告の段階である。青山君の一周忌を迎えて、やがて我々の再審請求の目的が達成され、青山君も心静かに眠れる日の来ることを期するものである。

(二月六日記)



# 『暗い昭和』よみがえる

## 映画「証言・横浜事件」が完成



証言する川田定子さん。特高警察官から平手打ちをされた状況を説明しようとするが、なかなか言葉にならない。映画「証言・横浜事件」から

### 元被告4人、拷問体験語る

戦時下、特高警察などによる大規模な言論弾圧事件として知られる「横浜事件」の元被告らの生々しい証言を収めた記録映画「証言・横浜事件」が、このほど完成した。元被告四人が、弁護士のインタビューに答え、

四十年余りの記憶をたぐりながら、特高警察から受けた拷問について証言をしている。支援グループは「事件はまだ解明できていない部分も多い。教室や教科書では取り上げられたことがない、「昭和」の最も暗い時代についての貴重な証言集だ。とりわけ、若い人たちが言論の自由について考えるきっかけとなってくれば」（梅田正世 語人）と語っている。

映画で証言をするのは、夫が労働問題研究家で、夫婦で検察された川田定子さんなど、事件当時「中央公論」出版部員だった木村亨さん（き）、再審請求申立人の中で最年長で、神鉄東京支社調査室の主任だった平領利雄さん（へい）、「改造」編集部次長だった小林英三郎さん（こ）の四人。

映画の構成はシンプルだ。元被告四人がそれぞれ弁護士の質問に答える様子を、約四分の五のフィルムに収めた。特別な効果音や資料映像は入れていない。製作した青銅プロダクション（本社・東京都新宿区、小島義史社長）では、「演出は一切はぶいた。証言の重みを生かしたかった」という。

「天井から下げた縄でつるし上げられたときには、精神的に

まいって失神してしまいました。一拷問といっても、何かを聞かれるとはななくて、さきくつわをされ、たぐえを失うまで殴られるだけでした（川田さん）。収められた証言の中で、元被告らは遠く昔を振り返るよろに静かに語る。屈辱的な体験の記憶がよみがえり、しほり言葉に詰まってしまうことも。

横浜事件は、戦時下に雑誌「中央公論」「改造」の編集者ら約六十人が、治安維持法違反のたまたかいが、歴史を掘り起

の容疑で、神奈川県警特捜部に検査された事件。関係者によると、獄中死四人、出獄・保釈直後の死二人、拷問で失神を経験した人は十四人、傷害または流血を経験した人は二十二二人のほるといふ。

しかし同事件の再審を求める請求は、今年三月横浜地裁で、東京高裁では今年、棄却された。「公判記録が存在しない」「再審ら約六十人が、治安維持法違反

この作業でもあるのです」と梅田さん。今月二十四日特別抗告を出し、最高裁で審理中だ。支援グループでは、映画のビデオをグループや個人に貸し出したとしている。問い合わせは、「横浜事件・再審裁判を支援する会」〇三十一九一一八〇六八。

東旭社秋山前水鏡館

この新聞記事は、いずれも『朝日新聞』に掲載されたものです。（左は神奈川版、右は全国通し）

再審請求人、川田定子さんは遠く和歌山県に在住のため直接に接する機会も少なく残念でしたが、このたび証言ビデオの作成によってその声を親しく聞くことができるようになりました。

土井郷誠さんは、再審裁判のきっかけとなった八六年六月の「横浜事件」を語り、聞く会」以来、集会にもたびたび参加いただいています。横浜事件の現場に拘留所の看守として直接立ち会われた方であり、貴重な生き証人の一人です。

その経験の一端を知るうえの資料として、ここに新聞の記事を再録して紹介させていただきます。

# 師走事件簿

昭和63年の終わりに

警察「言論の自由」といって言葉、機械的に走り書きするの種いばいだ。それから八月が過ぎた十一月の末、記録映画「証言・横浜事件」の取材を通して、横浜拘留所の元看守が支援運動に参加していることを知った。驚いた。看守といえは、いわば「加害者」側の人ではないか。

一九九五年五月から二十年十月まで。戦争の影響で修学旅行客などが途絶え、家業の大仏など瀬戸物づくりが成り立たなくなり、新聞の求人欄をみて応募したのだ。

昭和63年5月

横浜

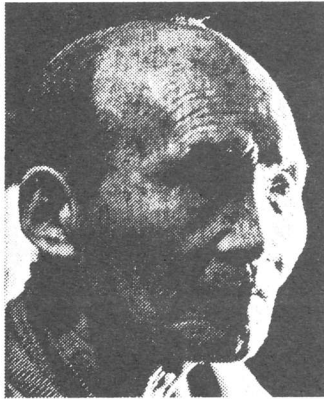
現住 勤務 官職

裁判所

三月二日午後一時すぎ。蒸し暑い日だった。陶芸家の土井郷誠さん(八〇)とくつろぎ、横浜・桜木町の社会福祉センターホールをの扉を開けた。戦時最大の大言論弾圧事件として知られる「横浜事件」の再審請求の二周年記念集會が、開かれていた。

### 歴史掘る作業に寒風

三年前、鎌倉の自宅近くで自転車に乗っていて事故に遭い、えら、右足がびれる、歩くときはス、キが、い、駅まで三十分の道のりを歩くだけで、一日中疲れが取れない。



土井郷誠さん、八十歳。「裁判所でも集會でも、呼ばれば出ていく。正しいことを伝えたい」と口を結んだ。鎌倉市佐助の自宅で

今年三月二十八日付で、再

## 再審棄却の横浜事件

### いらだつ証人・元看守の傷心

しかし、それでも横浜事件再審請求が横浜地裁で棄却された集會には、二年前から欠かさず出席してきた。会場に集まった集會は、失敗に終わった。最初を扉を開けて、中を、き、司法記者クラブでは、予を見る余裕すらな、「特高で看守をしていたのは、昭和

三月三十一日午後四時すぎ、司法記者クラブでは、予を見る余裕すらな、「特高で看守をしていたのは、昭和

告知の倉見が急ぎよ始まった。数日前に司法担当になっただけ。前任記者の残したノートだけが頼りだった。再審棄却を発表する弁護士の顔

鎌倉の古い切り通しの近くにある土井さんの自宅を訪ねたのは、十二月五日、冬空まで護送するとき、よく細川さんと一緒にになりました。編みかきをかませ、手錠をすのですが、だれもいない廊下では取つてさしあげた

他の看守の暴行も目撃したという。「囚人同士が、看守の目を盗んで、手紙をもちど

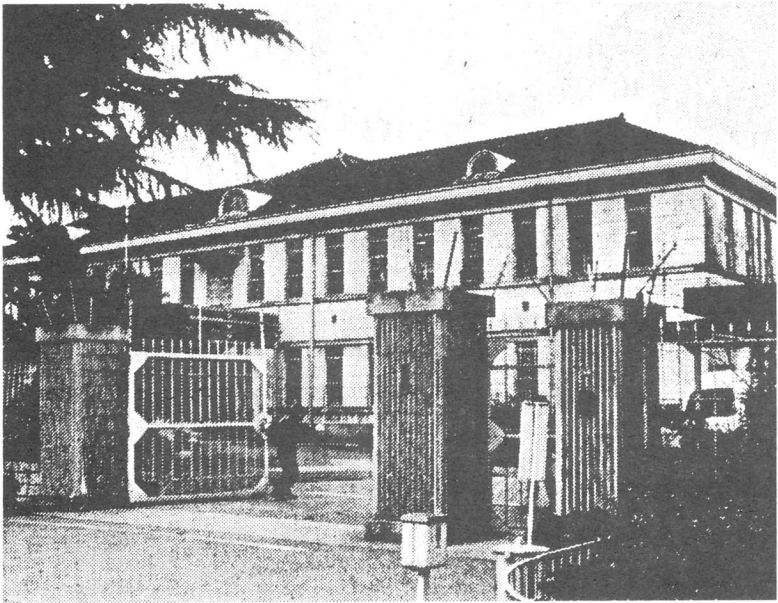
りたことがありました。隠していた鉛筆のしんで配給されるちり紙に走り書きをするんです。それを運んでいた雑役が看守に逆さゆりなされ、気を失いそうになると、時々水をぶっかけられてました。事件の関係者も知らなかった事実もあった。「敷地内の病舎からは、一日に五、六体の死体が運び出されてました。取り調べで暴行を受け、独房で吐血して死んだ人の死体もありました。体中傷だらけでしたよ。当時、横浜拘留所には約千人の囚人

「元看守」の肩背を背負い、事件後四十年以上が過ぎた今も土井さんの口は重い。これまでは半ば他の支援者の情熱に突き動かされるようにして、運動に参加してきた。しかし、今年三月末、再審請求の棄却後、その運動の流れが微妙に変わってきた。計画されていた記録映画「証言・横浜事件」もカンパが集まらず、規模を縮小した。支援者の中には、「そんな映画を作っても、むだなんじゃないか」といふ声も出た、といふ。思わぬ向かい風に、「歴史を掘り起こす作業も滞り

がいたとら。そこから、一がらになった。日数人の死者が出る。四十余年前の日本を、信じられない思いだった。戦後は、家業の陶芸に戻したが、関係者らに説得され、六十二年六月、「横浜事件を語り、叩く会」に出席、初めの痛み、苦しさが金に相手と証言をした。以来、集會に伝わっているのだろうか、というもどかしさから、いらだちなんではないかと。昭和を二つの顔に分けた戦争。その時代起きた最大の言論弾圧事件「横浜事件」



看守の身分証明書。終戦を前にした昭和二十年三月末の発行。「官職係名」の欄に、変色したインクで、「看守 土井郷誠」と書かれている。看守身分証明書の裏には、43年前の土井さんの顔写真がある



現在の横浜刑務所。横浜事件関係者が拘留されていた横浜拘留所も同じ敷地にあった。昭和十三年に完成した建物はそのままだが、高い塀を囲んでいた畑は、新興住宅に変わった  
＝横浜市港南区港南4丁目で

「元看守」の肩背を背負い、事件後四十年以上が過ぎた今も土井さんの口は重い。これまでは半ば他の支援者の情熱に突き動かされるようにして、運動に参加してきた。しかし、今年三月末、再審請求の棄却後、その運動の流れが微妙に変わってきた。計画されていた記録映画「証言・横浜事件」もカンパが集まらず、規模を縮小した。支援者の中には、「そんな映画を作っても、むだなんじゃないか」といふ声も出た、といふ。思わぬ向かい風に、「歴史を掘り起こす作業も滞り

(堀江 隆記者)

# 「昭和」の歴史を肉声で聴く

## ●ビデオ・テープ 証言・横浜事件

——特高警察は何をやったか——

●——聞き手 再審請求・弁護士  
●——製作 横浜事件・再審裁判を支援する会

横浜事件は——  
戦時下最大の思想・言論弾圧事件。  
治安維持法の時代、警察の密室で、  
虚偽の「自白」をもぎとるため、  
いかなる拷問が加えられ、  
いかなる尋問が行なわれたか、  
被害者がその体験を肉声で語る——。

一九四五年八月の敗戦前後、「最後の天皇制裁判」により有罪判決をうけた事件被害者の有志はいま、侵害された人権の回復を求めて最高裁で再審裁判をたたかっています。

横浜事件は、治安維持法の無限の拡大解釈のもと、拷問による虚偽の自白をネタとしての巨大な「冤罪の集積」でした。

「冤罪の温床」の合法化をねらう「拘禁三法」成立の危険が迫り、言論統制をねらう国家秘密法が出番を待っているいま、それらが実現したときどんな事態が生じるのか、未来を見通すためにも、この「歴史の証言」を一人でも多く聞いていただきたいのです。

### 証言者 (ビデオから)



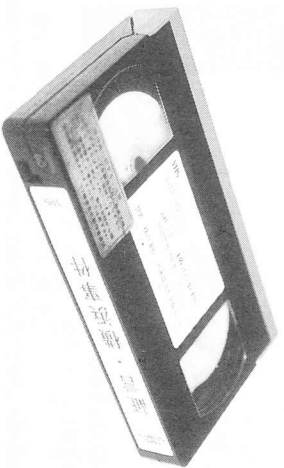
木村 亨氏 (一九四三年)  
検査。当時、中央公論社  
編集部員)

小林英三郎氏 (一九四四年)  
年検査。当時、改造社編  
集部員)

川田定子氏 (一九四三年)  
検査。世界経済調査会主  
事。故川田寿氏夫人)

平館利雄氏 (一九四三年)  
検査。当時、満鉄・東京  
支社調査部)

- 収録時間 42分
- 証言者 上記4名
- 頒価 5,000円 (送料共)
- \*VHS、ベータ、いずれも



●集会用には16ミリフィルムもあ  
ります。貸出し料15千円(返送  
費は別)。貸出し期間は三日間。事  
前に事務局へご相談ください。

101 東京都千代田区猿樂町一四一八  
松村ビル四F ☎031129118066  
▲郵便振替口座番号 東京31150641

### 横浜事件・再審裁判を支援する会

# 「要請書」を寄せられた方々(つづき)

## 会員の声



### ●時代逆行を許してはならない――

小野貞さんの「横浜事件を風化させないで」を二、三度と読むほどにデッチ上げ事件の恐ろしさ、権力者の横暴さに怒りの声をあげずにはいられません。そして今又あの時代を思わせるような数々の時代逆行の異常事態に接し、今自分のできることは何だろうか？ 身近かな所からできる限りあのような時代にならないよう力を合せて頑張ろう!! という気持で一杯になります。小野さんの本を多くの方に読んでいただきましたが、これからもひろめて応援の輪に加わってもらおうと思っています。

### ●もっと社会に知らせよう――

天皇交替劇のこの頃、前天皇の戦争責任を口にしようものなら「非国民」扱いされる現状に我慢できません。思想、言論の自由を守りぬくために横浜事件のことをもっと社会に知らせ、再審にこぎつけねばと思いました。

### ●皆様がんばって――

最近の天皇問題をみると日本人の精神構造は戦前と根本的には変化していないように思えます。関係者の皆様には頑張っていただきたいと思えます。

事務局に寄せてくださったお便りを紹介させていただきます。(一部省略など、文責は事務局)  
 なお、この欄を大幅に拡大したいと考えております。積極的なご投稿をお待ちしています。

### ●障害児教育の現場から――

障害児学校に勤務しておりますが、最近では教育臨調の先駆けといわんばかりの障害者切り捨ての施策が成されつつあります。職場におられます仲間も感性が鈍麻したのか、声を挙げて対応するという場面が少なくなつてこのまま放置した場合どうなるか危惧の念がもたれます。お互いに些細な事でも声を挙げてがんばりましょう。

### ●異常な天皇報道のなかで――

横浜事件は門前払いをくいました。これに負けてはおられません。異常な天皇報道が続けられる中で、横浜事件再審裁判の意義を改めて考えております。

(池田 剛)

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 青木 雨彦(エッセイスト) | 千葉 正士(法学)     |
| 池上 惇(経済学)     | 利谷 信義(法学)     |
| 石井 孝(歴史学)     | 中山 和久(法学)     |
| 一番ヶ瀬康子(社会福祉)  | 西野 辰吉(作家)     |
| 牛山 積(法学)      | 西山 卯三(建築学)    |
| 浦野 春樹(独文学)    | 野口雄一郎(経済学)    |
| 江藤 价泰(法学)     | 野沢 豊(歴史学)     |
| 岡部伊都子(作家)     | 秦 正流(ジャーナリスト) |
| 岡本 清一(歴史学)    | 畑中 和夫(法学)     |
| 戒能 通厚(法学)     | 林 光(作曲家)      |
| 片岡 昇(法学)      | 林 英夫(歴史学)     |
| 川那部浩哉(生物学)    | 林 文雄(音楽評論家)   |
| 金城 清子(法学)     | 広渡 清吾(法学)     |
| 国弘 正雄(文化人類学)  | 福島 要一(経済学)    |
| 栗原 彬(政治社会学)   | 堀田 善衛(作家)     |
| 小出昭一郎(物理学)    | 本間要一郎(経済学)    |
| 古賀英三郎(社会学)    | 前野 育三(法学)     |
| 柴垣 和夫(経済学)    | 丸山 邦男(評論家)    |
| 杉原 四郎(経済学)    | 水田 洋(経済学)     |
| 鈴木 英一(法学)     | 宮島 喬(社会学)     |
| 高木幸二郎(経済学)    | 山本 進(ジャーナリスト) |
| 田口富久治(政治学)    |               |
| 竹内 良知(哲学)     |               |
| 竹盛 天雄(日本文学)   |               |
| 浜内 謙(政治学)     |               |
| 田山 輝明(法学)     |               |

\*以上の方々から「要請書」をお送りいただきましたが、事務局から東京高裁へ提出する前に「棄却」決定が出されました。ここにお詫ごとともに御礼の意をこめてお名前を掲載させていただきます。

●職場の七人で加入します——

先日は小野貞さんの冊子をお送り下さいましてありがとうございます。同封されておりました「会報(4)」を拝見し、会への加入をたく存じます。一人よりも、と思ひ勤務先の同僚によびかけて七人となりました。よろしくお願ひ申し上げます。

折しも、即時抗告・棄却(東京高裁)のニュースを知り、まったく不当と思います。記録の不存在は先方の責任です。どうかへこたれずがんばって下さい。

(福島大学・渡辺義夫)

●不当さわまる高裁の「却下」——

小野貞さんの御著書「横浜事件を風化させないで」を一部いただきましたと思います。この手紙を差し上げる次第です。

私は当年八〇才の老齢です。横浜事件については強い関心をもっております。私の知人も関係してまいりましたので、かねてより事件の真相を知りたいと思ひまして、「笹下同志会」からの出版物などを持ってあります。当事件は戦中最大の冤罪事件で、国民はもつともっと強く一人でも多く事件を知ってほしいと思つております。再審却下の理由に「記録がない」とありましたが、まことに不都合極

まる措置だと今もって腹がたつてなりません。

私は老年で脳卒中の後遺症で身体が不自由ですが、戦前戦中にかけての「治安維持法」は極悪非道な悪法として心から憤りをもっている一人であります。横浜事件に関する資料を出来るだけ集めたいと念願しております。どうぞよろしくお願ひします。

(水戸・北 繁)

●空文化される主権在民——

小生、戦後生まれの若輩ではありますが、再び戦前の風潮になつてきているのではないかと憂慮しております。憲法の主権在民は空文化され、言論統制が始まつております。

このような事態であればこそ、戦時中の不当な言論弾圧の実態を白昼のもとに明らかにすべきです。それが、今おかしくなつていゝるマスコミを目覚めさせ、心あるマスコミ人の勇気を奮いたたせる大きな力の一つとなるでしょう。

(大分・小林尹夫)

●新たな戦前をつくらせるな——

福岡で国家秘密法に反対する運動を進めています。「横浜事件」の映画化については、昨年三月東京で開か

れた全国交流会でお聞きしていただきました。今回「天皇の代替わりを考える千葉の会」と連絡をとつてチラシを送つてもらい、お手紙を出す次第となりました。

「軍事」のみならず、それに関する産業社会、そして国家をつくり変え、新たな戦前をつくり出そうという物騒な動きに、なんとかしてストップをかけたいたいものだと思つています。

高裁の決定はどう考えても理不尽だな、と怒りがこみ上げてくる思いがしたものです。最高裁に向けて一層発展されますよう。

(福岡・脇 義重)

\* \* \*

▼事務局から

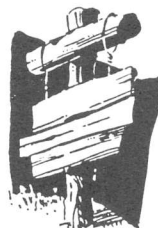
会報第九号をお届けします。

昨年十二月十六日に、東京高裁も「棄却」の決定を下しました。これに対し、原告団、弁護団とも協議のうえ最高裁へ特別抗告の手続きをとりました。

この間、昭和から平成へ、天皇の代替りとともに時局は推移していますが、「暗い昭和」の生き証人、横浜事件の被害者たちが訴える、裁判や

り直しの要求は、その意義がいっそう大きくなってきていると思われます。ひきつづき、支援の輪を広げていきたいと思います。

「証言・横浜事件」のフィルム、ビデオの完成の反響は大きく、ビデオの買取り、貸出し申し込みは二五本に達しました。



年会費の更新、会員の声のご投稿をお待ちします。

会費のご送付は、同封の振替用紙にてお願いします。

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402  
横浜事件・再審裁判を支援する会  
☎ 03-291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 東京3-150641  
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店  
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」